

介護保険法第 115 条の 32 により、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所」という。）の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

## 1 業務管理体制の整備基準

|      |            | 事業所数       |              |        |
|------|------------|------------|--------------|--------|
|      |            | 1 以上 20 未満 | 20 以上 100 未満 | 100 以上 |
| 整備内容 | 法令遵守責任者の選任 | ○          | ○            | ○      |
|      | 法令遵守規程の整備  |            | ○            | ○      |
|      | 監査の定期的な実施  |            |              | ○      |

### ※ 事業所数について

事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに 1 事業所と数えます。同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合はそれぞれを 1 事業所として数えます。

例えば、一つの事業所で「訪問入浴介護」と「介護予防訪問入浴介護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。

### ※ みなし指定について

健康保険法により指定を受けたみなし指定事業所は業務管理体制整備の届出は不要です。

- ・ みなし事業所のみの事業者は届出不要です。
- ・ みなし事業所については、業務管理体制の整備においては事業所数に含めません。

| 法律    | 事業者                | 事業所（介護予防含む。）                                   |
|-------|--------------------|------------------------------------------------|
| 健康保険法 | 保険医療機関<br>（診療所・病院） | 居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション。短期入所療養介護 |
|       | 保険薬局               | 居宅療養管理指導                                       |

### ※ 介護予防・日常生活支援総合事業について

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業のみの事業者は届出不要です。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業である第一号事業については、業務管理体制の整備における事業所としてその数は含めません。

## 2 届出事項

| 対象の事業者           | 届出事項                                                                                       |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全ての事業者           | 1. 事業者の<br>(1) 名称又は氏名<br>(2) 主たる事務所の所在地<br>(3) その代表者の氏名、生年月日、住所及び職名<br>2. 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 |
| 事業所数が 20 以上の事業者  | 「業務が法令に適合することを確保するための規程」の概要 (注 1)                                                          |
| 事業所数が 100 以上の事業者 | 「業務執行の状況の監査の方法」の概要 (注 2)                                                                   |

(注 1)「業務が法令に適合することを確保するための規程」について

「業務が法令に適合することを確保するための規程」には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「業務が法令に適合することを確保するための規程」の概要につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、規程全文を添付しても差し支えありません。

(注 2)「業務執行の状況の監査の方法」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年 1 回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

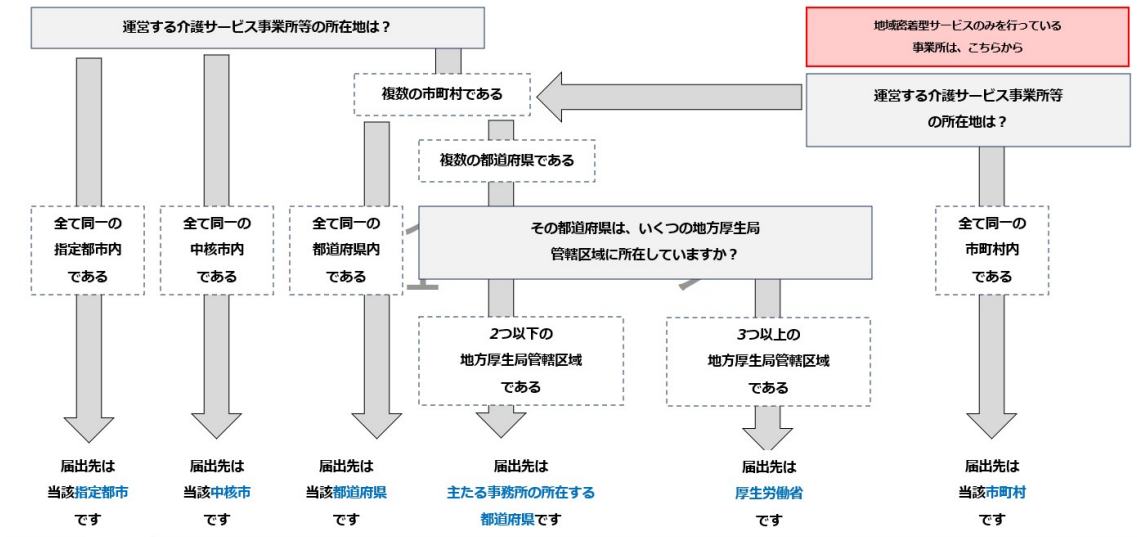
### 3-1 届出先の行政機関について

業務管理体制の整備に関する届出書の届出先は、国・都道府県・指定都市・中核市・市町村にわかれており、事業者が運営する事業所の所在地により異なります。

区分は、次のとおりです。

| 区分 |                                               | 届出先                  |
|----|-----------------------------------------------|----------------------|
| 1  | 事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者                     | 厚生労働大臣               |
| 2  | 事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 | 事業者の主たる事務所が所在する都道府県知 |
| 3  | 事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者                         | 指定都市の長               |
| 4  | 事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者                          | 中核市の長                |
| 5  | 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者 | 市町村長                 |
| 6  | 1から5まで以外の事業者                                  | 都道府県知事               |

### フローチャート



### 3-2 届出先の行政機関が山梨県である場合の提出先について

「業務管理体制の整備に関する届出システム」を使用せずに郵送、持参等により届け出る場合の届出先は、次のとおりです。

| 主たる事業所の所在地                                                          | 届出先窓口                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 韮崎市・南アルプス市・北杜市・<br>甲斐市・中央市・昭和町                                      | 韮崎市本町4丁目2-4<br>中北保健福祉事務所<br>(福祉課長寿介護担当)<br>TEL 0551-23-3444<br>FAX 0551-23-3445      |
| 山梨市・笛吹市・甲州市                                                         | 山梨市下井尻126-1<br>峡東保健福祉事務所<br>(福祉課長寿介護担当)<br>TEL 0553-20-2796<br>FAX 0553-20-2754      |
| 市川三郷町・早川町・身延町・<br>南部町・富士川町                                          | 南巨摩郡富士川町鯉沢771-2<br>峡南保健福祉事務所<br>(福祉課長寿介護担当)<br>TEL 0556-22-8146<br>FAX 0556-22-8147  |
| 富士吉田市・都留市・大月市・<br>上野原市・道志村・西桂町・<br>忍野村・山中湖村・鳴沢村・<br>富士河口湖町・小菅村・丹波山村 | 富士吉田市上吉田1-2-5<br>富士・東部保健福祉事務所<br>(福祉課長寿介護担当)<br>TEL 0555-24-9043<br>FAX 0555-24-9037 |

## 4 届出様式

次の表のとおりです。

| 届出事由                  | 様式      | 記入要領<br>・記入例 |
|-----------------------|---------|--------------|
| 新規                    | 様式第 1 号 | 記入要領 1       |
| 届出先の変更 <sup>注 1</sup> |         | 記入要領 2       |
| 届出の事項の変更              | 様式第 2 号 | 記入要領 3       |

注 1 紙媒体で区分変更を行う場合は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。

業務管理体制の整備に関する届出システムを活用する場合は、1 回の申請で構いません。

※ 次の場合は、変更の届出の必要はありません。

- ・ 事業所の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合
- ・ 業務が法令に適合することを確保するための規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合